



一括した漁獲証明書の書式—データ要素と電子報告の理由

データ要素	目的	必須・任意	自動貿易流通システム (ACE) における国家海洋漁業局 (NMFS) のメッセージセットとして提案された形式・コード
セクション 1 - 天然漁獲と養殖の両方に適用			
天然漁獲または養殖	米国はこの情報により、収穫が行われた規制環境の評価ができます。情報源にもとづき、合法的な収穫だったかを判断するために様々な要因を検討し、養殖製品に関しては漁具データの収集は行いません。	必須	様式のチェック欄は ACE のコードに変換されます。「WC」 (wild capture:天然漁獲) または「AQ」 (aquaculture: 養殖) というコードが、水産物の出所を特定するために使われます。
配送数	配送・船舶ごとの平均重量を出すために使います。小規模漁業として一括した報告に該当するか確認するために必要です。	必須	数値
セクション 2 - 天然漁獲に適用			
船舶の旗国	天然漁獲にのみ適用。記録された漁業操業の船舶に関する (国や地方の) 規制を特定するうえで必要となります。	必須	アルファベット 2 文字の ISO 国コードにもとづき、データ形式を統一してください。
漁獲・収穫水域	管轄内の活動・操業に関する外国法や規制の範囲を定めるため、漁獲が行われた区域を特定する必要があります。報告された魚種の区域を明記された区域を管轄する地域漁業管理機関 (RFMO) があれば、当該 RFMO の施策が契約者や協力者の登録船舶に適用されます。	必須	この情報は漁業や養殖の区域を所管する当局下での合法的な漁獲を識別するために使われるため、管轄地域や当該の地域管理組織の報告区域に該当したものであるべきです。現地当局が漁獲報告を義務づけていない、あるいは漁獲区域を特定する義務がない場合、当該地域で意味のある記述が必要となります。あるいは FAO の漁獲区域コードに沿岸国 (アルファベット 2 文字の ISO 国コード) の EEZ 内か否かに関する記述を添付したものをを使うことを、米国が指定する可能性があります。可能性がある形式を事前に全て把握することはできないため、自由形式の文面が必要となります。RFMO の漁獲区域のリスト使用が適切な場合もあるでしょう。「FAO」または「OTH」といった接頭コードが区域記載の前に来て、「HS」または「EZ」および説明文が続いても結構です。

漁具	天然漁獲にのみ適用。特定の漁具の種類が禁止、あるいは特定の期間・漁業区域に制限されている漁業において、合法的な漁獲を識別するために必要となります。漁業によっては、特定の漁具使用に限って船舶に漁業認可が出ているかもしれません。	必須	この情報は漁業や養殖の区域を所管する当局下での合法的な漁獲を識別するために使われるため、コードや形式は管轄地域や当該の地域管理組織の漁具の種類との報告慣例に合ったものであるべきです。当該地域では漁獲報告の義務がない、もしくは漁具を特定する義務がない場合には、現地での意味のある記述が必要となります。もしくは米国がFAOの漁具コード使用と指定する可能性もあります。事前に可能性のある漁具全てを特定できないため、自由形式の記述が必要となります。RFMOの漁具リスト使用が適当な場合もあるでしょう。「FAO」や「OTH」といった接頭コードが漁具の記述の前に来る可能性もあります。
<b>セクション3-養殖のみに適用</b>			
養殖施設を管轄する国	当該地域での活動・操業に係る外国法・規制の範囲を特定するために、養殖の場所を特定する必要があります。	必須	この情報は養殖の区域を所管する当局下での合法的な収穫を識別するために使われるため、管轄地域の報告分野に該当したものであるべきです。事前に可能性がある全ての許認可区域を把握できないため、自由形式の記述が必要となります。もしくはアルファベット2文字のISO国コードを使用しても構いません。
<b>セクション4-天然漁獲と養殖の両方に適用</b>			
陸揚げ受領人、加工業者、または購買者の会社名と連絡先（電話番号、Eメール、所在地）	この情報は水産物の合法的な取得に関する所轄当局との協議で関連する組織を参照するために必要となります。	必須、ただし提供する具体的な情報については柔軟に対応します。	あらかじめ決定した書式によって特定の情報を求めているわけではなく、様々な形式で連絡先を提供できるよう自由形式の記述が必要となります。
受領した施設または船舶	この情報は最初の取引における魚の譲渡を記録するために必要となり、またサプライチェーンを監視する方法「雁行陣形」（訳注：テニスのダブルスで一人が前、もう一人が斜め後ろで対	必須	自由形式の記述となります。  受領する施設：受領する施設の管理者の名前も書いていただくと助かります。管理者が取引を正しく

	<p>戦するポジション)を支えるため必要となります。多くの場合、陸揚げの荷札または検量伝票が最初の受領人から発行され、販売業者の報告により所管の管理当局に提出されます。購買者や加工業者が許認可を受けている可能性もあり、当局の記録した購買者の確認情報を取引証明のために使うことができます。</p> <p>陸揚げ受領人、加工業者または購買者が受領する施設や船舶と同じこともあるでしょう。魚を収集、取りまとめをする者が受領する施設とは関係のない場合もあるかもしれません。例えば、独立した購入者が自身のトラックで小規模水産養殖場や漁港に立ち寄り、魚を購入し、やや離れた加工業者に運ぶといった可能性もあります。こうした場合、収集者と受領する施設の両方の情報が必要となります。</p>		<p>記録し、検証（もしくは反論）できることを、監査の際に確認するためです。</p> <p>積み替え船：積み替え船の場合、船舶名と識別番号(IMO 番号、旗国登録番号)を含めて、提示すべきです。</p>
収穫日	<p>この情報は収穫を正確に特定し、所轄当局の発行した免許があれば、それと関連づけるために必要となります。漁獲・収穫証明が義務化されていない地域では、収穫日と船舶・施設の名称とその所在地によって、収穫ごとに個別の識別番号を作ります。これは通常、漁船から水揚げした日、または養殖施設から取り出した日となります。</p>	必須	<p>このデータ要素は、日付の形式に従うこととなります。天然漁業として報告する日付は、漁業の航海終了時点での水揚げ・積荷下ろしの日付です。</p>
水揚げ港または配送地	<p>この情報は収穫を正確に特定し、所轄当局の発行した免許がある場合にはそれと関連づけるために必要となります。番号をつけた漁獲・収穫証明が義務化されていない地域では、収穫日と船舶・施設の名称とその所在地によって、収穫ごとに個別の識別番号を作ります。</p>	必須	<p>可能性がある陸上げ港や配送地を全て事前に特定できないため、自由形式の文面が必要となります。</p>
魚種と ASFIS（訳注：水圏科学及び漁業に関する情報システム）コード	<p>これは、到着する積荷が市場に入る際、追加データ収集の対象となる魚種を含んでいるかどうか判断するために必要となります。入国する際に使われる HTUSU コードは、種類を確認するには明確さに欠けるかもしれません。</p>	必須	<p>アルファベット 3 文字の ASFIS コードは学名または現地の一般名称との関連に基づいたものです。アルファベット 3 文字の ASFIS コード化方法は地方の居業者や養殖業者には知られていないかもしれないので、収穫者が具体名を記入し、港の検査員か加工工</p>

			場の従業員に ASFIS コードを加えてもらえば確実かもしれません。
陸揚げ・収穫時の水産物の総重量	最初に荷上げ・配送されて所轄当局に報告された漁獲量を明確にするために、重量が必要となります。この基本情報がなければ IUU 水産物を市場から排除することは不可能です。さもなければ漁獲の上限がなくなり、無許可の水産物がサプライチェーンに入った際に認可された漁獲と関連づけられてしまう恐れがあります。	必須	数値と単位の両方を報告する義務があります。コードは「LB」か「KG」です。
陸揚げ時の水産物の形態	<p>荷下しに先立って漁獲した魚の一部または全部を漁船の航海中に加工した場合、あるいは配送に先立ち養殖施設で収穫物の一部または全部を加工した場合、その魚の原魚換算重量を正確に見積もるために水産物の形態が必要となります。</p> <p>水産物の全部または一部を海上または養殖施設で加工した場合、最終製品の重量が必要となります。サプライチェーンの過程で報告された量を評価するうえで必要となる元の漁獲量を算出するためです。</p> <p>この2つのデータは、最初の陸揚げ後に IUU 製品の侵入を阻止する目的を達成するために必要となります。加工品・未加工品とも、荷上げた総重量によって元の漁獲量を算出します。加工処理によって重量は減るため、報告のあった荷上げ時の総重量が未加工の水産物を指しているが原魚換算重量の記録がない場合、加工品がサプライチェーンを流通するうちに、漁獲証明で報告された認可漁業に IUU 由来の製品が位置づけられてしまう恐れがあります。</p>	必須	船上や養殖施設で行った加工の種類（例えば、頭を切り落とす、内臓を取る）もしくは加工品の形態を知る必要があります。収穫時での原魚換算重量と配送された加工品の重量（回収率）との関係进行评估するためです。標準となるコード一覧は今後作成します（例えば、原魚 round = RND、頭・内臓抜き headed and gutted = H&G、内臓抜き gilled and gutted = G&G、その他 other forms = OTH）。

**トレーサビリティのための漁獲一括証明書—収穫と陸揚げ・受領**

小規模収穫のみ: 測定された総重量 20 トン以下、または船長 12 メートル以下の漁船、または配送品 1,000 キロ以下の養殖施設

<b>(1) 収穫方法</b>		
<input type="checkbox"/> 天然漁業 (セクション 2 をすべて記入) <input type="checkbox"/> 養殖 (セクション 3 をすべて記入)		
<b>(2) 天然漁獲の水産物に関しては、この欄を全て記入してください。</b>		
船舶の旗国:	配送数:	
漁獲水域:	漁具:	
<b>(3) 養殖の水産品に関しては、この欄を全て記入してください。</b>		
養殖施設の所管地域の国		
配送数:		
<b>(4) 水産品の受領に関して、この欄を全て記入してください。</b>		
受領者、加工業者、購買者の氏名	電話: Eメール:	会社の所在地
受領した施設または船舶の名称	陸揚げ・積み替え日	水揚げ港または配送地
魚種 (アルファベット 3 文字の ASFIS コード)	陸揚げ・収穫時の水産物の総重量	陸揚げ時の製品形態
1. _____	1. _____ ( ) lb または ( ) kg	1. _____
2. _____	2. _____ ( ) lb または ( ) kg	2. _____
3. _____	3. _____ ( ) lb または ( ) kg	3. _____
4. _____	4. _____ ( ) lb または ( ) kg	4. _____
5. _____	5. _____ ( ) lb または ( ) kg	5. _____

\*注: 個別識別番号は、収穫者、陸揚げ受領者または所轄当局が付与します。

## 漁獲証明書の様式における漁獲・収穫の記録方法

**セクション 1.** 該当する場合、所轄当局が発行した漁獲または収穫の文書番号を記録します。所轄当局が漁獲・収穫ごとに個別識別番号を発行していない、もしくは個別番号のついた証明書に漁獲・収穫を記録していないかもしれません。そうした場合には、購入者か受領者が漁獲・収穫を特定する文書番号を発行してもかまいません。数隻の小規模船が共通の収集地点に水揚げした漁獲物、もしくは複数の養殖施設から集めた小さい配送物をまとめて、一つの簡素化した漁獲証明記録を作っても結構です。当該の魚を天然漁獲または養殖施設で得たかを述べ、(2)か(3)の欄を記入してください。

**セクション 2.** 天然漁業に関しては、管轄内の船舶に国旗を掲げる、もしくは水域で漁業を行うことを認可した国を記録します。漁業区域と漁具の種類も記入しなければなりません。現地の報告義務に沿った形で漁業区域と漁具を記録し、それが該当しなければ、FAOの漁業区域と漁具コードを使用します。

**セクション 3.** 養殖に関しては、該当する施設を管轄に置く国を記録します。一括した漁獲文書では、施設名と免許番号は必要ではありませんが、それを示唆する義務があります。

**セクション 4.** この欄は、天然漁獲や養殖の水揚げや配送に関して記入しなければなりません。受領者、購買者または加工業者は企業情報、受領した施設の場所、陸揚げまたは積み替え日(船舶)、配送日(養殖)、港または配送場所(陸揚げ)、経度および緯度(海上での荷下ろしの場合)を記録しなければなりません。受領した魚種の全てに関して、一般的な名称、アルファベット3文字のASFISコード、受領した全ての魚種の重量を記録します。重量単位と配送時の製品形態(例えば、原魚重量、頭・内臓を取った状態)を示します。

\*上記の日本語文書は参考のための仮翻訳で、正文は英文です。